

年 月 日

京都市長 あて

使用責任者

氏名(フリガナ)

住所

電話番号

誓 約 書

防鳥用ケージの使用に当たり、京都市防鳥用ケージ使用基準で規定する管理に関する基準等の関連項目について、遵守することを誓約します。

(管理に関する基準)

第8条 防鳥用ケージの使用に当たって、使用者は次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 善良な使用者の注意を持って管理すること。
- (2) 常に防鳥用ケージを清潔に保ち、適切に管理すること。
- (3) 通行する歩行者や車両等の安全確保に努めるとともに、道路及び歩道上の定点においては、防鳥用ケージは必ず収集日当日の朝に設置し、収集作業終了後は速やかに防鳥用ケージを片付け、道路及び歩道上には常設しないこと。なお、私有地内定点において、防鳥用ケージを常設する場合は、風などによる転倒等を防ぐよう措置を講じるとともに、不法投棄や不適正排出がないよう努めること。
- (4) 使用に際しては、転倒等により、道路の構造又は交通に支障を及ぼすことのないよう、必要な措置を講じること。
- (5) 防鳥用ケージは、私有地内であり、かつ、保管に適している場所で適切に保管すること。
- (6) 収集作業終了後、不適正排出により残置されたごみがあった場合においても、防鳥用ケージは保管場所に片付けること。
- (7) 防鳥用ケージの周囲に、自転車など収集作業に支障が出る物や壊れやすい物、その他私物を置かないこと。
- (8) 暴風警報発令時や台風接近時など、強風により防鳥用ケージの転倒等が予想される場合は、防鳥用ケージを使用しないこと。
- (9) 防鳥用ケージの修繕等に必要な費用については使用者が負担すること。
- (10) その他本市の指示に従うこと。

(地域の合意)

第9条 使用開始後に地域間で問題が生じないよう、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 防鳥用ケージの使用について、定点の利用者等で十分に話し合って決めること。
- (2) 防鳥用ケージの使用場所付近の住民に事前に了承を得ること。なお、私有地内定点にあつては、併せて土地の所有者等に了承を得ること。

(免責)

第10条 防鳥用ケージの使用に起因して生じた事故及び損害などについては、使用者において責任を持って対処するものとし、本市は責任を負わないものとする。

2 収集作業における防鳥用ケージの破損については、本市に故意または重過失があるものと認められる場合を除き、本市は補償しないものとする。